

ちょっとひといき

以前から、螺鈿(らでん)細工の工芸品を見て綺麗だな～、自分でも作ってみたいなと憧れの気持ちを抱いていたのですが、いざ調べてみると漆を使うことや工程が専門的で難しく断念していました。そんなある日、YouTubeでレジンを使った螺鈿(らでん)細工風の作品の作り方を見て、これならば作れるかもと見様見真似で作ってみることにしました。

使った素材は写真の通り100均の缶ケースと透かしパーツと、本物の貝殻を砕いて色々な色に着色したシェルフレークと、アクリル絵の具の黒と接着剤。買いためてきた素材で十分に作れそうです。

缶ケースのフタをアクリル絵の具で黒に塗りつぶして、前回と同じように透かしパーツを仮置きします。今回は一発でイメージ通りに並べることができました。透かしパーツを仮置きした位置に接着剤で付けていたのですが、面倒くさがり屋の私は手袋をつけずに作業をしていたのですが、案の定手に接着剤がついて指と指がくっついてしまいました…。皆さんは手袋をつけて作業をしてくださいね。くっついてしまった場合は40℃ぐらいのお湯に指をつけてくっついた指をすり合わせてください。ハブリングがありつつも何とか指を剥がし、作成再会。全体に薄くレジン液をのぼしていき、空いた空間にシェルフレークをまんべんなく並べていきます。最初は二色でシンプルに並べようと思っていたのですが、素材が足りそうでなかった為5色ランダムで並べていきました。並べ終わったら一度硬化して、全体をもう一度レジン液でコーティングして完成です。黒いケースに虹色のシェルフレークが映えてなかなか良い作品に仕上がりました。

次回もまだまだあり余っているパーツを使って何かを作ろうと思っていますのでお付き合いください。



實好由佳

スタッフコラム

松森です。ご無沙汰しております。前回まほろばで皆さんにお会いしてから実に1年の歳月が流れてしまいました。今回は「葬祭ディレクター試験2級」の受験に向けた色々を連載しました。(現在は1級取得に向け勉強中です。受かったらご報告します。年末ごろに報告が無ければ察してください。)今回は単発で記事を掲載する機会を頂きました。

さて、私がドリーマーへ入社して5年。社内外で様々な商品が開発され、我々は担当者として都度皆様へご提案して参りました。生花祭壇、DVD、家族写真、折り鶴、偲ぶコーナー、当日全返し…葬儀社ならではの商品・サービスを数多くラインナップしています。今回はその中でも、ご購入いただいたお客様から大好評の「アイフレーム」についてご紹介したいと思います。馴染みのない名前ですが、実はドリーマーの親族控室をご利用いただいたことのあるお客様は、必ず一度目にしています。全会館、控室の玄関入ってすぐの靴棚の上に置いてある、縦25cm、横45cm程のフォトフレームが「アイフレーム」のサンプルです。

故人様のお写真、没年月日、戒名、法要が一目になった年忌表がコンパクトにまとまっており、3分割で折り畳みが可能なので場所を取らず、リビングなど好きなスペースへ飾ることが出来るため仏壇・位牌は用意できないが何か手元供養をしたい、というお客様から大好評をいただいています。四十九日が過ぎ何年か後に何うと、お供え物やお花と共にとても大切にアイフレームが飾られている姿を目にします。そのたびに、事情がありお位牌を作ることが叶わない方でも、だからといって先祖供養への思いは等しくお持ちなのだということを再認識させられます。お仏壇のあるご家庭でも、仏間以外にリビングや寝室などに設置して日々の供養に活用している方もいらっしゃるようです。なお、アイフレームは過去にご葬儀をされている方でも、当社でご葬儀をされていない方でも作成可能です。お気軽にお問い合わせください。



松森啓佑

どうする贈与？ 2種類の生前贈与

令和6年1月1日から、生前贈与のルールが変わります。今回は生前贈与の2つの課税方法、「暦年課税」と「相続時精算課税」の変更点を改めて確認したうえで、結局どちらを選択すればよいのかを考えます。

【暦年課税】

1年ごとに贈与された財産のうち、年間110万円(基礎控除)を超える部分に贈与税を課す制度です。ただし、亡くなる前の一定期間に生前贈与した分は相続財産に加算され、相続税の課税対象になります。今回の改正では、この加算期間が亡くなる前3年以内から7年以内に延長されます。

【相続時精算課税】

60歳以上の親・祖父母から、18歳以上の子・孫への贈与において、累計2,500万円まで非課税、それを超える部分には一律20%の贈与税を課す制度です。まとまった金額を渡せるメリットがあります。ただし、贈与した財産の累計は、その人が亡くなった時に相続財産に加算され、相続税で精算されます。今回の改正から、暦年課税の基礎控除とは別に、相続時精算課税に年間110万円の基礎控除が新設され、その年の贈与財産から110万円を控除できることになりました。これにより控除された額は、7年以内の加算対象とはならず、将来相続税の課税対象とはなりません。

【どちらの課税方法がお得？】

その答えは、相続税がかかるか否か、つまり資産状況によって変わります。資産が少なく、相続税が課税される心配がない人は、相続時精算課税を選択した方が、贈与税もかからずお得です。一方、資産が多く、相続税の課税が見込まれる人は、相続時精算課税で孫に贈与する場合には相続税が2割加算されます。7年を超える早い段階から生前贈与を始めるなら、暦年課税の方がお得でしょう。とはいえ、今回の改正で新設された相続時精算課税の基礎控除を利用し、また、不動産や有価証券等で相続時精算課税を活用すれば、贈与だけでなく相続税でも大きな節税効果が見込めます。ただし、いったん相続時精算課税を選ぶと暦年課税への変更はできませんので、慎重に検討しましょう。いずれにせよ、まずはご自身の資産の内訳を正確に把握することが第一歩です。大切な財産を守るため、ぜひ一度専門家に相談してみてもいいかもしれません。

JBAグループ

業績拡大につき

ドリーマー社員大募集!!

お仕事をお考えの方!! 私たちと一緒に働きましょう!! 未経験から始めたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。

- 【正社員】 葬祭部 基本給 187,000円～293,000円(その他諸手当あり)(休日/月7日、有給あり、賞与年2回、社保完備)
- 営業部 基本給 174,000円～(諸手当含む)
- 調理部 基本給 200,000円～(経験者優遇)

【葬祭献茶スタッフ】 時給 1,000円～1,200円(研修期間有り) セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。



スマホから応募



まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは

0897-35-1110

担当 戸田

まほろば

7月 令和5年

第112号

5th 1968 50th 2018



株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

0120 44-5880